

「2010年度版 今日の一問」 (やまだ塾)

(2010年5月17日掲載)

(2010年6月1日追記)

No.9	「改正臓器移植法」について述べよ。								
解答	<p>(1)臓器移植法の経緯</p> <p>■「臓器移植法」(正式名称:「臓器の移植に関する法律」)は、1997年6月に成立し、1997年10月に施行された。</p> <p>■1997年の臓器移植法の施行後、2009年の改正までに以下のような状況にあった。</p> <p>① 2009年6月までに、脳死下での臓器提供は81件と少なく、15歳未満の者からの臓器提供が認められていなかった。</p> <p>② 2008年5月に国際移植学会が死体ドナーを自国で増やし、自国での臓器移植を増やすことを呼びかけること等を内容とする「イスタンブール宣言」をまとめた。</p> <p>③ 2009年5月のWHO総会で指針を改正し、臓器売買や渡航移植(移植ツーリズム)への対応について議論を行う予定であった。(新型インフルエンザの影響により、2010年5月移行に延期されている)</p> <p>■2009年7月に「改正臓器移植法」が成立し、2010年1月17日および2010年7月17日に施行されることとなった。</p> <p>(2)臓器移植の定義</p> <p>・厚生労働省は、「臓器移植とは、重い病気により心臓や肝臓などの臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に、臓器提供者の臓器を移植し、健康を回復しようとする医療」と説明している。</p> <p>【関連情報】</p> <p>①2010年4月末現在の人数</p> <table border="1" data-bbox="711 1509 1270 1709"> <tr> <td>移植希望登録者数</td> <td>12,541人</td> </tr> <tr> <td>脳死下で提供された方</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>心臓停止後に提供された方</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>移植を受けた方</td> <td>67人</td> </tr> </table> <p>②臓器移植の登録の仕方</p> <p>・臓器提供の意思は、インターネットで意思登録をするか意思表示カード・シール、健康保険証の意思表示欄などで示すことができる。なお、これまでの意思表示カードなどは、改正後も有効である。</p> <p>(3)改正臓器移植法の内容</p>	移植希望登録者数	12,541人	脳死下で提供された方	3人	心臓停止後に提供された方	29人	移植を受けた方	67人
移植希望登録者数	12,541人								
脳死下で提供された方	3人								
心臓停止後に提供された方	29人								
移植を受けた方	67人								

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	■ 当面見合わせる(ガイドライン)	■ 臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思表示をすることができる	2010年 1月17日
2	臓器摘出の要件	■ 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないときまたは遺族がないとき	■ 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないときまたは遺族がないとき(現行法と同じ) または ■ 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき	2010年 7月17日
	臓器摘出に係る脳死判定の要件	■ 本人が、 ① 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、 ② 脳死判定に従う意思を書面により表示している場合 であって、家族が脳死判定を拒まないときまたは家族がないとき	■ 本人が、 ① 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、 ② 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を拒まないときまたは家族がないとき または ■ 本人について、 ① 臓器提供の意思が不明であり、かつ、 ② 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき	
	小児の取扱い	■ 15歳以上の意思表示を有効とする(ガイドライン)	■ 家族の所目による承諾により、15歳未満の者からの臓	

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

			器提供が可能となる	
3	被虐待児への対応	(規定なし)	<p>■政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、およびその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>	
4	普及・啓発活動等	(規定なし)	<p>■国および地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発および知識の普及に必要な施策を講ずる</p>	
<p>(2010年6月1日追記)</p> <p>・2010年5月21日に、WHO総会において、生体移植の規制を求める指針が採択された。しかし、日本には諸外国と違って生体移植に関する規制法がない(国の指針と日本移植学会の倫理指針があるのみ)ので、個々の事例で実施すべきかどうかなどの判断は事実上、医療現場に委ねられているという現状があり、その中で法整備の必要性を求める声も上がっているが、まったく議論は進んでいない。なお、臓器売買と有償でのあつせんは臓器移植法で禁じられている。</p>				

(参考:厚生労働省政策レポート 等)